





- 自主デジタル放送のアナログ変換による放送サービス（以下「デジアナ変換サービス」という）は次のとおりとします。
- デジアナ変換サービスの提供期間は、平成23年7月1日から平成27年3月31日までとします。
  - デジアナ変換サービスには、次の各機能上の制約があります。
    - 映像はSD画質であること
    - 画角はレターボックス形式であること
    - オーディオはステレオ対応（5.1ch は非対応）、2カ国語対応（音声2ESは非対応）であること
    - データ放送、EPG、字幕等はないこと
    - コンテンツはコピーワンスであること
    - マルチ編成等により複数の番組が放送されている場合でも、サブチャンネルは再送信しないこと

（定めなき事項）

第29条 本契約約款に定めてない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者並びに加入申込者はお互いに信義誠実の原則にたつて円満に解決にあたるものとします。

- 付則（1）当社は特に必要がある場合は、本契約に特約を付すことができるものとします。
- 一括加入、業務用等で本契約に定めのない事項については、別途定めます。
  - 当社は、総務大臣に届け出・受理された上で、本契約約款を変更する場合があります。この場合、当社と加入者との契約内容は、変更後の契約約款の内容によることとします。
  - 朝日ケーブルテレビからの移行加入者とは、本契約約款の規定に基づく契約が結ばれているものとみなします。
  - 当約款は、平成26年4月1日から一部改正のうえ施行します。

特約

（クレジットカード支払いに関する特約）

- 加入者は、加入者が支払うべき当社の提供するサービスの月額料金、加入金等の一切の債務を、加入者が指定する当社が取り扱可能なクレジットカード（JCB、VISA、マスター、アメリカン・エクスプレス、ダイナース）で、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
- 加入者は、当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合は、前項と同様とします。
- 加入者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を届け出ることとします。
- 加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てないこととします。

別紙1

## 【CAS用ICカード使用許諾契約約款】

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「当社」という）は、お客様がこの約款の内容に同意される場合に限り、CSデジタル放送用ICカード（C-CASカード）（以下「カード」という）をお客様が使用することを許諾します。

第1条（カードの使用目的）
カードには、デジタルCATV放送受信機器（以下「デジタルチューナ」という）を制御する集積回路（IC）が内蔵されています。このカーには、有料放送サービスの視聴のために必要となります。

第2条（カード使用許諾）
このパッケージに同封されているカードの所有権は当社に帰属します。この約款に同意したお客様（以下「使用者」という）に限り、本契約に基づきカードの使用を許諾します。

第3条（カードの貸与単位）
当社は、使用者に対し、デジタルチューナ1台につき、カード1枚を貸与します。

第4条（カードの管理等）
使用者は、カードをデジタルチューナに常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分注意（善良な管理者の注意）をしなければなりません。

- 当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取り扱った場合、当社は放送の受信その他受信機器を用いて行われる全ての操作が使用者によって行われたものとみなし、カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第5条（カードの故障および交換等）
使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。

- 使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、使用者は当社に対し、別表1に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
- カードの故障により、ペイパー・ビュー放送サービス、有料放送サービス等が視聴できない等の損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
- 第2項の場合、当社からカードの故障が認定されたカードは、直ちに当社に返却しなければなりません。

第6条（カードの紛失・盗難等および再発行）
使用者が、カードを紛失または盗難等にあった場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。

- 当社が前項の通知を受理した場合は、当該カードを無効とし、カードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。
- 紛失または盗難等により、当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行することを不適と認めた場合を除き、カードの再発行を行います。
- 前項の場合、使用者は当社に対し、別表1に定めるカード再発行費用をお支払いいただけます。

第7条（不要となったカードの返却等）
使用者は、カードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡のうえ、カードを返却しなければなりません。

- 前項に基づく返却があった場合、本契約は終了します。
- カード返却受理後に、新たにカードの発行請求を受けた場合、当社は第6条第3項および第4項の規定に順じて、カードの再発行を行います。

第8条（使用許諾の取り消し）
当社の都合により、カードの使用許諾を取り消す場合があります。

- 当社の都合により、使用者にカードの交換・返却を要求することがあります。

第9条（禁止事項等）
使用者は、カードの複製・翻案、および改造・変造、改ざん等カードの機能に影響を与える行為を行うことはできません。また使用者は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

- 使用者はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡その他方法のいかなる問わず、第三者に使用させることはできません。ただし、使用者と同一世帯の者に限り、使用者の責任において、当該カードを利用させることができます。
- 使用者が法人で、当社に個別に要請のあった場合は、前項の規定によらず、当社が別に定める規定によるものとします。

第10条（契約義務違反）
使用者が本契約に違反した場合、当社は契約を解除し、使用者に対し、当該カードの返却を求めらるほか、当社が被った損害の賠償を請求することができます。

第11条（免責事項）
当社は、この約款に別段の規定のある場合ほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害について当社に故意または重大な過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第12条（契約約款の変更および周知方法）
本契約約款は変更することがあります。本契約約款の変更事項または新契約約款については、別に定める方法で周知します。

【別表】カード再発行費用
第5条第2項および第6条第4項に規定する「カード再発行費用」 2,800円（消費税別）

## 別紙2 個人情報のお取り扱いについて

個人情報に対する基本姿勢
個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」「個人情報保護計画」「個人情報保護・管理規定」を定め実行してまいります。

保有する個人情報

- ①当社は、お客様の個人情報（ご氏名、ご住所、電話番号、メールアドレス等）を有しています。
- ②お客様の個人情報は、当社のデータベースシステムに登録されます。当社データベースシステムに登録されるお客様の個人情報は、お客様に交付した申込書の写しに記された契約の履行に伴い発生する料金請求情報等です。

お客様の個人情報の利用目的

- ①サービスに関する工事の施工、料金請求や収納業務等のため。
- ②お客様に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（商品案内など）をご提供するため。
- ③各種キャンペーン等のお知らせをお客様にお届けするため。
- ④お客様から寄せられたご意見、ご要望等にお応えするため。
- ⑤お客様が当社からご購入頂いた商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検等を行うため。
- ⑥お客様の個人情報の集計・分析を行い、個人を識別・特定できないよう加工した統計情報を作成し、新規サービスの開発等を行うため。

お客様の個人情報の第三者への提供
第三者への提供にあつては、機密保持のための必要な措置を講じます。第三者への個人情報の提供は停止請求をできますが、契約履行上・管理上の支障が生じることがあります。

お客様の個人情報（ご氏名、ご住所、電話番号、メールアドレス等）は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。この利用は、お客様からの申し出より取り止めます。
①お客様からご同意をいただいた場合。
②お客様個人を識別できない状態にしている場合。
③当社が委託する工事業者等に提供する場合。
④人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、お客様の同意を得ることが困難であるとき。

⑥国の機関もしくは地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
⑦法令に基づく場合。

お客様の個人情報の保護対策
①当社の従業員に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。
②当社が保有するデータベースシステムについては、「情報セキュリティ管理規定」に従い、必要なセキュリティ対策を講じます。

お客様の個人情報の外部委託
当社が保有する個人情報の処理については外部委託をするときは、必要な契約を締結し、当社の従業員に対するのと同等の管理・監督を行います。

お客様の個人情報の共同利用
お客様の個人情報共同利用するときは別途必要な処置を講じます。

苦情、訂正・利用停止等の申し立て先
①個人情報の取扱責任者：特命事項担当 高山潔
②苦情・相談窓口：総務部
電話：0263-35-1008 FAX：0263-36-4001
E-MAIL：info\_catv@tvn.co.jp

個人情報の削除・消去
お客様とご契約解除後5年経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなく、お客様の個人情報を安全かつ適切に削除・消去することがあります。

## 【買取デジタルチューナのご確認事項】

- STBの販売および所有について
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「当社」という）は、当社の加入者（以下「加入者」という）に対し、「ハードディスク内蔵（600シリーズ）」、「ブルーレイディスクドライブ内蔵（900シリーズ）」、「外付けハードディスク対応（300シリーズ）」のパソコン製デジタルチューナ（以下「STB」という）およびリモートコントロール等の付属品（B-CASおよびC-CASカードを除く、以下「付属品」という）を販売します。ただし、別途「当社契約約款」に定める料金の支払いを遅延している加入者に対しては、この限りはありません。
(2) STBおよび付属品の所有権は、別途「デジタルサービス申込書」に定める料金を、加入者が当社の指定する方法により完納したときから加入者に帰属するものとします。
(3) 当社は、加入者に販売したSTBの下取りはしません。また、今後新しく販売する製品への交換・価格優待などはしません。
(4) 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業に同意するものとします。
- STBおよび付属品の保証について
STBおよび付属品の保証期間は、STB取付完了日から12ヶ月間とします。保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償で修理・交換、その他必要な処置を行います。ただし、加入者がSTBを本来の用法に従って使用しなかった場合は、この限りではありません。
- B-CASおよびC-CASカードについて
B-CASおよびC-CASカードの取り扱いについては、別途「当社契約約款」第24条および第25条の定めに従います。STBを使用した当社の「デジタルサービス」を解約する場合には、B-CASおよびC-CASカードを当社に返却していただきます。
- STBの譲渡について
加入者がSTBを第三者に譲渡する場合には、あらかじめ当社所定の「届出書」を当社に提出していただきます。その際、B-CASおよびC-CASカードを当社に返却していただきます。なお、譲渡するためには、「届出書」を当社に提出する日までに、加入者がSTBに關係するすべての料金を当社に完納している事が必要です。また、譲受人は当社と新たにデジタルサービス等の契約をしていただきます。
- 責任事項および免責事項
当社と加入者の責任分界点を保安器とし、保安器から先の加入者の設備に起因する障害・事故および落雷などの天災によるSTBの損傷については、当社は責任を負わないものとします。
(2) STBを使用した外部機器および外部メディア等への録画・録音に失敗した場合や、録画・録音したデータが消失した場合、これにより生じた損害について、原因の如何を問わず当社は一切の補償をいたしません。
- 著作権および著作権隣接権侵害の禁止
加入者がSTBを使用して録画・録音できるのは、個人約または家庭内その他これに準ずる限られた範囲において使用することを目的とする場合のみです。不特定または多数人に対する対価を受

けての上、ビデオデッキ、その他の方法による複製物の上映は認められていません。また、その他当社が提供しているサービスが有する著作権および著作権隣接権を侵害することはできません。

## CATV専用 B-CASカード使用許諾契約約款

お客様が使用するケーブルテレビ用のセトトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビー・エス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）
このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）
このカードの所有権は、当社に帰属します。
2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）
お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）
カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。

- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）
カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別に定めるカード再発行費用をお支払いいただけます。

第6条（カードの交換依頼）
カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの返却等）
ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）
このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2. カードの複製、分拆、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）
お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）
この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（http://www.b-cas.co.jp）に掲載します。

【別表】カード再発行費用
第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用 2,050円（消費税込み）以下でCATV会社のためにより
2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただけます。
株式会社 ビー・エス・コンディショナルアクセスシステムズ

## 【NHKの自動表示メッセージについて】

デジタルチューナ設置後、NHKBS放送（NHKBS1、NHKBSプレミアム）の画面に、下記メッセージが表示されます。これは、NHKにBS放送の視聴を連絡する旨のメッセージです。メッセージの消去や、詳細につきましては、表示内容に従いNHKにお問い合わせください。

## 《メッセージ表示内容と表示位置》

NHKでは、BS 設置のご連絡をお願いしています。既に衛星契約をいただいている方にもお手数をお掛けしますがご連絡をお願いします。ご連絡はNHKホームページ・携帯サイト・電話等でお願います。リモコンの青ボタンを2秒以上押し続けると詳しいご案内を表示します。電話の場合は0120-933933

第1条（加入金及び工事費（税別））

1世帯あたり	加入金	工事費	合 計
	20,000円	14,000円	34,000円

区 分	1 回目	2 回目
1 回払	34,000円	
2 回払	17,000円	17,000円

サービス区分	月額
（ベーシック、デジタルベーシック、デジタルぼっく、デジタルワイド）サービス	2,400円
（地デジコース、Jチャンプラス、ノーマル）サービス	800円
朝日村のデジタルベーシックサービス	1,525円
朝日村のデジタルぼっくサービス	3,200円
朝日村のデジタルワイドサービス	3,400円

サービス区分	月額
デジタルベーシックサービス(デジタルチューナ2台目以降1台あたり)	500円
デジタルぼっくサービス(デジタルチューナ1台あたり、ただし、朝日村はデジタルチューナ2台目以降1台あたり)	1,100円
デジタルワイドサービス(デジタルチューナ1台あたり、ただし、朝日村はデジタルチューナ2台目以降1台あたり)	1,300円
Jチャンプラスサービス(デジタルチューナ1台あたり)	500円

契約区分	月額
集合住宅タイプA	別途協議して定めます
集合住宅タイプB	2,400円
個別契約の基本料金（集合住宅タイプBの場合に限る）	
サービス区分	月額
（デジタルベーシック、デジタルぼっく、デジタルワイド）サービス	1,300円

サービス区分	月額
デジタルベーシックサービス(デジタルチューナ1台あたり、ただしタイプBは2台目以降1台あたり)	500円
デジタルぼっくサービス(デジタルチューナ1台あたり)	1,100円
デジタルワイドサービス(デジタルチューナ1台あたり)	1,500円

チャンネル区分	月額
スターチャンネル(1、2、3の3チャンネル)	2,000円
衛星劇場	1,800円
グリーンチャンネル(グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2のチャンネル)	1,200円
フジテレビ(フジテレビONE、フジテレビTWOの2チャンネル)	1,000円
東映チャンネル	1,500円
TBSチャンネル1	600円
フジテレビ(フジテレビONE、フジテレビTWO、フジテレビNEXTの3チャンネル)	1,500円
フジテレビNEXT / デジタルワイド契約者のフジテレビNEXT	1,200円 / 1,000円
J SPORTS 4	1,300円
Mnet	1,500円
アメシアター-X	1,800円
ディズニ－チャンネル(ディズニ－チャンネル、ディズニ－XDの2チャンネル)	790円

デジタルチューナ 設置料及びデジタルサービス変更・解約手数料（税別）		
デジタルチューナ（標準型）設置料	1台あたり	5,000円
デジタルサービス変更手数料	同上	2,000円
デジタルサービス解約手数料	同上	3,000円

特別工事費（税別）		
内容	金額	詳細
増幅器取付工事費	14,000円	1世帯用（本体価格を含む）
増設工事費	13,000円	テレビ端末のない場所への配線工事（1ヵ所）
移動工事費	10,000円	引越などの移動工事
再接続工事費	3,000円	滞納撤去後の再接続工事等
宅内移動工事費	実費	宅内でのサービスの移動

別表8 解約に伴う加入金の返金			
	設備工事終了後2年以上経過	設備工事終了後1年以上2年未満	設備工事終了後1年未満
返金額	なし	加入金の33%	加入金の67%

別表9 解約手数料（税別）			
内容	金額	詳細	
サービス解約工事費	5,000円	ケーブル撤去、機器回収等	

別表10 金融機関の振替指定日(休日の場合は翌営業日)		
金融機関名	振替指定日	
八十二銀行、松本信用金庫、長野県労働金庫、長野銀行、長野県信用組合、ゆうちょ銀行、松本ハイランド農業協同組合、松本市農業協同組合、塩尻市農業協同組合、洗馬農業協同組合、あづみ農業協同組合、木曾農業協同組合	26日	
三井住友銀行	23日	
りそな銀行、埼玉りそな銀行	25日	
みずほ銀行	27日	